郵送による転出届　（転出証明書の郵送請求）

鹿児島市長様　　下記のとおり届出いたします。

◆届出人（代理人が届出する場合には委任状が必要です。）

		届出日	令和　　年　　月　　日
氏名	署名（スタンプ等による記名・PC等による入力不可）	連絡先 電話番号	※日中ご連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。
住所	鹿児島市	転出した方 からみた関係	本人　・　同一世帯員 代理人（委任状が必要）

◆届出内容

転出先住所 （引越し先）		転出先住所に 住み始めた日	令和　　年　　月　　日

＜今回、転出した方＞

	氏名	生年月日	（市処理欄） 個カ	国保	介護認	児手
1		大・昭・平・令・西暦 年　月　日	有 無	有 無	有 無	有 無
2		大・昭・平・令・西暦 年　月　日	有 無	有 無	有 無	有 無
3		大・昭・平・令・西暦 年　月　日	有 無	有 無	有 無	有 無
4		大・昭・平・令・西暦 年　月　日	有 無	有 無	有 無	有 無
5		大・昭・平・令・西暦 年　月　日	有 無	有 無	有 無	有 無

転出前住所 （今までの住所）	□届出人住所と同じ（同じ場合は記入不要） 鹿児島市	宛名番号

＜転出証明書の交付有無＞

【質問】 今回、転出する人の中に、マイナンバーカード を持っている人は？

□ **いる　⇒　転出証明書は郵送しません。** **必ず裏面の「◆マイナンバーカード（個人番号カード）について」をご確認の上☑を付けてください。** ・鹿児島市での転出処理が終わりましたら、電話でご連絡しますので、引越し先の自治体で転入届を行ってください。 （**転入届は新住所に住み始めてから１４日以内に行ってください**） ・転入届の際はカードを提示してください。 ※事情があり、カードを提示できない場合は右欄の「□ いない」にチェックしてください。	□ いない　⇒　転出証明書を郵送します。 ・転出証明書が届きましたら、引越し先の自治体で転入届を行ってください。 ・転入届の際は「転出証明書」を提出してください。

鹿児島市使用欄

本人確認	封筒	受付	入力	照合	転証	支援
個・免・旅・敬・友・年・在・手・他 委任状・聴聞・未確認 **特例転出**	返信用封筒（有・無） 速達・書留・特					

世帯主・続柄変更を兼ねる			連絡事項	国保処理欄		
新主		新住 旧住		国保異動日		
世帯員氏名	旧続柄	新続柄		記号番号		
				新		受付
				旧		作成

※裏面も必ずご確認ください。

◆必要なもの

①郵送による転出届（この用紙）

②届出人の本人確認書類のコピー（マイナンバーカード・運転免許証等）

③返信用封筒　※カードを利用した転出の場合は不要

送付先のあて名を記入し、切手を貼ってください。

送付先は新住所となります。
※代理人が届出する場合は、
代理人住所となります。

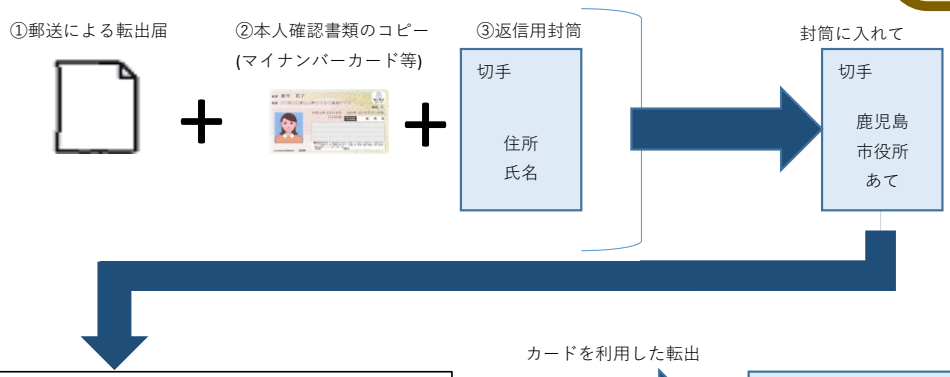

【あて先】

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所市民課窓口第二係行

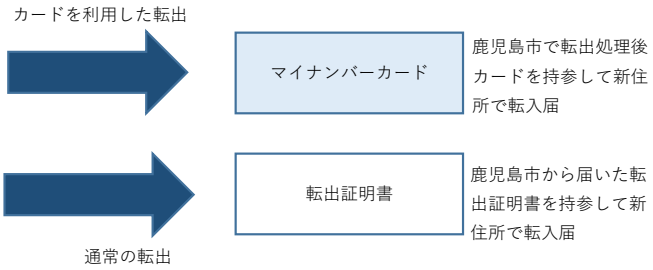

◆印鑑登録

印鑑登録は住民登録地で行うことになりますので、転出手続きをされると印鑑登録は自動的に廃止となります。

印鑑登録証はご自分で廃棄していただいて構いません。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)について　＜カードを同封する必要はありません＞

マイナンバーカードの交付を受けている人は、転出をした日から届出までの期間によって、取り扱いが異なるのでご注意ください。

★法定の期間内（転出した日の翌日から起算して14日以内）に転出届をする場合は、転入届の特例が適用されます。

⇒転出証明書は交付されません。転出届の処理が完了したことを電話にてご連絡します。

転入届の特例とは、住民基本台帳ネットワークを用いる転入届です。
転入手続きには、マイナンバーカード(暗証番号の入力が必要です)を使用するため、転出証明書は交付されません。また、現在お使いのカードは、転入後に引続き使用することが可能です。マイナンバーカードの継続利用については、転入先市区町村へお問合せください。

★法定の期間を超えて転出届をする場合、交付を受けているマイナンバーカードは失効します。

⇒転出証明書に準ずる証明書を交付します。返信用封筒を同封ください。

表面＜転出証明書の交付有無＞には「□いない」に☑を付けてください。

マイナンバーカードは転入先の市区町村の窓口へ返納してください。

【問い合わせ先】

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所市民課窓口第二係

（電話：099-216-1217）